

契約締結情報の公表基準

独立行政法人放射線医学総合研究所契約事務取扱要領（抜粋）

（契約締結情報の公表）

第 34 条 公表する契約締結情報は、次に掲げる場合に該当するものとする。

- (1) 予定価格が 250 万円を超える工事又は製造
- (2) 予定価格が 160 万円を越える財産の買い入れ
- (3) 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超える物件の借り入れ
- (4) 前各号以外の契約でその予定価格が 100 万円を超えるもの

2 公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 調達件名及び数量
- (2) 契約担当役の氏名及び部局の名称
- (3) 調達方法
- (4) 契約方式
- (5) 落札決定日(随意契約の場合は契約日)
- (6) 落札者(随意契約の場合は契約者)の氏名及び住所
- (7) 落札価格(随意契約の場合は契約価格)
- (8) 入札公告日又は公示日
- (9) 随意契約の場合はその理由
- (10) 指名業者名(指名競争入札の場合)
- (11) 落札方式
- (12) 予定価格(公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は当法人の事務又は事業に支障を生じるおそれがないと認められるもの)
- (13) 落札率(予定価格を公表しない場合を除く)
- (14) その他必要と認められる事項

3 公表の時期及び方法は、次のとおりとする。

- (1) 落札及び随意契約の公表は、原則として当該契約を締結した日の属する各四半期の終了の日の翌日から起算して 1 ヶ月以内に、研究所のホームページに公表する。
- (2) 公表期間は、ホームページに掲載された年度から翌々年度までの 3 年度とする。

本公表基準は、平成 20 年 1 月 1 日以降の契約案件に適用される。

本公表基準は区分番号「19 達第 20 号」の抜粋。